

平成22年度 国民健康保険税率をお知らせします。

◎税率は据え置きですが、医療分と後期高齢者支援金分の賦課限度額が引き上げになりました。

税 率 等		平成22年度	平成21年度
医 療 分	所 得 割	6.55%	6.55%
	資 産 割	29.00%	29.00%
	均 等 割	17,200円	17,200円
	平 等 割	19,000円	19,000円
	賦 課 限 度 額	500,000円	470,000円
後 期 高 齢 者 支 援 金 分	所 得 割	2.76%	2.76%
	資 産 割	6.00%	6.00%
	均 等 割	5,700円	5,700円
	平 等 割	7,900円	7,900円
	賦 課 限 度 額	130,000円	120,000円
介 護 分	所 得 割	2.30%	2.30%
	資 産 割	8.00%	8.00%
	均 等 割	7,000円	7,000円
	平 等 割	9,000円	9,000円
	賦 課 限 度 額	100,000円	100,000円

国民健康保険に関する届出はお早めに！

保険税は届出をした月からではなく、国保に加入する資格を得た月から納めます。国保に加入またはやめる場合は、14日以内に市区町村の担当窓口へ届け出てください。

国保に加入するとき

- ほかの市区町村から転入してきたとき
(職場の健康保険などに加入していない場合)
- 職場の健康保険などをやめたとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

国保をやめるとき

- ほかの市区町村に転出するとき
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき
- 後期高齢者医療制度(長寿医療制度)に移行したとき(75歳になって移行するときは届け出不要)